

掛川市規則第 8 号

掛川市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の給与に関する規則（平成17年掛川市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「特定職員」を「職員」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員（第3項に規定する職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）を条例第4条第3項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準は、職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて別表第9に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

第19条第6項中「第1項又は」を「第1項、第3項又は」に、「職務の級を異とする異動」を「職務の級を異にする異動」に、「特定職員」を「職員」に、「減じた数」を「減じて得た数」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「特定職員」を「職員」に、「、第1項」を「、第1項又は第3項」に、「同項」を「第1項又は第3項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第7項とし、同条第4項中「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、60歳を超える職員にあつては、別表第9中「4号給以上」とあり、「3号給」とあり、「2号給」とあり、及び「1号給」とあるのは、「0級」と読み替えるものとする。

3 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下この条において「特定職員」という。）の条例第4条第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における特定職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、特定職員を同項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準は、特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分に応じて別表第9の2に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

第19条に次の1項を加える。

9 第1項から第3項まで及び第7項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第32条第1項第1号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（条例第14条第2項第1号、第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

第32条中第6項を第9項とし、第5項の次に次の3項を加える。

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で第2項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第2項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第2項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる父母等（条例第14条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族をいう。以下この項において同じ。）で第2項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものをいう。以下この項において同じ。）が行政職8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる父母等で第2項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員以外のものが行政職8級職員となった場合

(5) 条例第14条第2項第1号に該当する扶養親族で第2項の規定による届出に係るもののうち特定期間（15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。以下この号において同じ。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

8 第6項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第46条第2項中「普通交通期間等」を「普通交通機関等」に改める。

第47条第1号中「額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を「額」に、同条第2号中「、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては）」を「、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては）」に改める。

第48条の見出し中「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め、同条第1項及び第2項中「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め、同条第3項中「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等相当額（第51条第4項において「特別料金等相当額」という。）」に、「同項第1号」を「同項第1号及び第2号」に、「「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、」を「同項第2号中」に、「運賃等の」を「運賃等」に、「特別料金等の額の2分の1に相当する」を「特別料金等」に改める。

第51条第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、「この条」の次に「及び次条第2項第2号」を加え、同条第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が掛川市の休日を定める条例（平成17年掛川市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第4項中「第18条第4項」を「第18条第6項」に、「次の各号に掲げる通勤手当」を「1箇月当たりの運賃等相当額等（第47条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第18条第2項第2号に定める額（第47条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（次条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当」に、「同項」を「条例第18条第6項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号を削る。

第52条第1項中「第18条第5項」を「第18条第7項」に改め、同項第3号中「同法第55条の2第1項ただし書に規定する許可」を「専従許可」に、「育児休業をした場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「育児休業をし、掛川市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成21年掛川市条例第2号）第2条の承認を受けて自己啓発等休業をし、又は掛川市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和7年掛川市条例第 号）第2条の承認を受けて配偶者同行休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）」に改め、同条第2項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第18条第5項」を「条例第18条第7項」に改め、同項第1号中「1箇月当たりの運賃等相当額等（第47条第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第18条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円」に、「当該事由に係る普通交通機関等」を「当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に、「1箇月当たりの運賃等相当額等」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」に、「55,000円」を「150,000円」に、「すべての普通交通機関等」を「全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に、「運賃等」を「運賃等及び特別料金等」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに市長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

第52条第3項を削り、同条第4項中「第18条第5項」を「第18条第7項」に、「前2項」を「前項」に、「当該給与」を「市長の定めるところにより当該給与」に改め、同項を同条第3項とする。

第53条第1項中「第18条第6項」を「第18条第8項」に改め、同項第1号中「当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等における」に改め、「6箇月を超えない範囲内で」を削り、「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に、「当該新幹線鉄道等」を「当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改める。

第60条第3項中「第29条第3項第1号」を「第29条第3項」に改め、「勤務は、」の次に「同条第1項の」を加え、同条第5項を次のように改める。

- 5 次に掲げる場合には、条例第29条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。こ

の場合において、職員がした同項の勤務は、同条第 1 項の勤務とみなす。

(1) 条例第29条第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした場合

(2) 条例第29条第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項の勤務をした場合

別表第 8 から別表第 9 までを次のように改める。

別表第8（第12条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1	1
11	1	1	1	3	1	1	1
12	1	1	1	4	1	1	1
13	1	1	1	5	1	1	2
14	1	1	1	6	2	1	2
15	1	1	1	7	3	1	2
16	1	1	1	8	4	1	2
17	1	1	1	9	5	1	2
18	1	1	1	10	6	2	3
19	1	1	1	11	7	3	3
20	1	1	1	12	8	4	3
21	1	1	1	13	9	5	3
22	1	2	2	14	10	5	4
23	1	3	3	15	11	6	4
24	1	4	4	16	12	6	4
25	1	5	5	17	13	7	4
26	1	6	6	18	14	7	4
27	1	7	7	19	15	8	4
28	1	8	8	20	16	8	4
29	1	9	9	21	17	9	5
30	1	10	10	22	18	9	5
31	1	11	11	23	19	10	5
32	1	12	12	24	20	10	5
33	1	13	13	25	21	11	5
34	2	14	14	26	22	11	5
35	3	15	15	27	23	12	5
36	4	16	16	28	24	12	5
37	5	17	17	29	25	13	5
38	6	18	18	30	26	13	5
39	7	19	19	31	27	13	5
40	8	20	20	32	28	13	5
41	9	21	21	33	29	14	5
42	10	22	22	34	29	14	5

43	11	23	23	35	30	14	5
44	12	24	24	36	30	14	5
45	13	25	25	37	31	15	5
46	14	26	26	38	31	15	
47	15	27	27	39	32	15	
48	16	28	28	40	32	15	
49	17	29	29	41	33	15	
50	18	30	30	42	33	15	
51	19	31	31	43	34	15	
52	20	32	32	44	34	15	
53	21	33	33	45	35	15	
54	21	33	34	46	35	15	
55	22	34	35	47	36	15	
56	22	34	36	48	36	15	
57	23	35	37	49	37	15	
58	23	35	37	50	37	15	
59	24	36	37	51	38	15	
60	24	36	38	52	38	15	
61	25	37	38	53	38	15	
62	25	38	38	54	38	15	
63	26	39	39	55	38	15	
64	26	40	39	56	38	15	
65	27	41	39	57	38	15	
66	27	41	40	58	38	16	
67	28	42	40	59	38	16	
68	28	42	40	60	38	16	
69	29	43	41	60	39	16	
70	29	43	41	60	39	16	
71	29	44	41	60	39	16	
72	30	44	42	60	39	16	
73	30	45	42	61	39	17	
74	30	45	42	61	39	17	
75	31	45	43	61	39	17	
76	31	45	43	61	39	17	
77	31	45	43	61	39	17	
78	32	46	44	62	39	18	
79	32	46	44	62	39	18	
80	32	46	44	62	39	18	
81	33	46	45	63	40	18	
82	33	46	45	64	40	18	
83	33	47	45	65	40	19	
84	34	47	45	66	40	19	
85	34	47	46	67	41	20	
86	34	47	46		41		
87	35	47	46		41		
88	35	48	46		41		
89	35	48	47		42		

90	36	48	47		42		
91	36	48	47		43		
92	36	48	47		43		
93	37	49	47		44		
94		49	47		44		
95		49	47		45		
96		49	48		45		
97		49	48		46		
98		50	48				
99		50	48				
100		50	48				
101		50	48				
102		50	48				
103		51	49				
104		51	49				
105		51	49				
106		51	49				
107		51	49				
108		52	49				
109		52	49				
110		52					
111		52					
112		52					
113		52					
114		52					
115		52					
116		52					
117		53					
118		53					
119		53					
120		53					
121		53					
122		53					
123		53					
124		53					
125		53					

別表第8の2（第13条関係）

降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	21	21	9	13	17	12
2	33	22	22	10	14	18	17
3	33	23	23	11	15	19	21
4	34	24	24	12	16	20	28
5	35	25	25	13	17	22	45
6	36	26	26	14	18	24	45
7	38	27	27	15	19	26	45
8	39	28	28	16	20	28	45
9	41	29	29	17	21	30	45
10	42	30	30	18	22	32	
11	43	31	31	19	23	34	
12	44	32	32	20	24	36	
13	45	33	33	21	25	40	
14	46	34	34	22	26	44	
15	47	35	35	23	27	65	
16	48	36	36	24	28	72	
17	49	37	37	25	29	73	
18	50	38	38	26	30	73	
19	51	39	39	27	31	73	
20	52	40	40	28	32	73	
21	54	41	41	29	33	73	
22	56	42	42	30	34	73	
23	58	43	43	31	35	73	
24	60	44	44	32	36	73	
25	62	45	45	33	37	73	
26	64	46	46	34	38	73	
27	66	47	47	35	39	73	
28	68	48	48	36	40	73	
29	71	49	49	37	42	73	
30	74	50	50	38	44	73	
31	77	51	51	39	46	73	
32	80	52	52	40	48	73	
33	83	54	53	41	50	73	
34	86	56	54	42	52	73	
35	89	58	55	43	54	73	
36	92	60	56	44	56	73	
37	93	61	59	45	58	73	
38	93	62	62	46	68	73	
39	93	63	65	47	80	73	
40	93	64	68	48	84	73	
41	93	66	71	49	85	73	
42	93	68	74	50	85	73	

43	93	70	77	51	85	73	
44	93	72	80	52	85	73	
45	93	77	84	53	85	73	
46	93	82	88	54	85		
47	93	87	95	55	85		
48	93	92	102	56	85		
49	93	97	109	57	85		
50	93	102	109	58	85		
51	93	107	109	59	85		
52	93	116	109	60	85		
53	93	125	109	61	85		
54	93	125	109	62	85		
55	93	125	109	63	85		
56	93	125	109	64	85		
57	93	125	109	65	85		
58	93	125	109	66	85		
59	93	125	109	67	85		
60	93	125	109	72	85		
61	93	125	109	77	85		
62	93	125	109	80	85		
63	93	125	109	81	85		
64	93	125	109	82	85		
65	93	125	109	83	85		
66	93	125	109	84	85		
67	93	125	109	85	85		
68	93	125	109	85	85		
69	93	125	109	85	85		
70	93	125	109	85	85		
71	93	125	109	85	85		
72	93	125	109	85	85		
73	93	125	109	85	85		
74	93	125	109	85	85		
75	93	125	109	85	85		
76	93	125	109	85	85		
77	93	125	109	85	85		
78	93	125	109	85	85		
79	93	125	109	85	85		
80	93	125	109	85	85		
81	93	125	109	85	85		
82	93	125	109	85	85		
83	93	125	109	85	85		
84	93	125	109	85	85		
85	93	125	109	85	85		
86	93	125		85			
87	93	125		85			
88	93	125		85			
89	93	125		85			

90	93	125		85			
91	93	125		85			
92	93	125		85			
93	93	125		85			
94	93	125		85			
95	93	125		85			
96	93	125		85			
97	93	125		85			
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93						
111	93						
112	93						
113	93						
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

別表第 9（第19条関係）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8号給以上	6号給	4号給	2号給	0号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給	0号給

備考 この表に定める上段の号給数は条例第 4 条第 5 項第 1 号に掲げる職員（同項第 2 号に掲げる職員を除く。以下同じ。）以外の職員に、下段の号給数は同項第 1 号に掲げる職員に適用する。

別表第 9 の次に次の 1 表を加える。

別表第 9 の 2（第19条関係）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2号給以上	1号給	0号給	0号給	0号給

備考 この表に定める号給数は、条例第 4 条第 5 項第 2 号に掲げる職員に適用する。

附 則

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。